別表十六㈢の記載要領第九号中「各欄の」を「各欄（次号(1)イ及びロの特例被災代替資産等に係る部分を除く。）の」に改め、同第十一号を同第十二号とし、同第十号を同第十一号とし、同第十号中「の益金又は損金算入」を削り、同号を同第十一号とし、同第九号の次に次の一号を加える。

10　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号。以下この号において「平成29年改正法」という。）附則第67条第３項（法人の減価償却に関する経過措置）又は第82条第４項（連結法人の減価償却に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合の記載は、次によること。

(1)　「租税特別措置法適用条項　㉛」の欄の記載に当たつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

イ　平成29年改正法附則第67条第３項の規定の適用を受ける場合　「附則第67条第３項」と記載し、括弧の中には、同項に規定する特例被災代替資産等に係る租税特別措置法第43条の３第１項（被災代替資産等の特別償却）の割合を記載すること。

ロ　平成29年改正法附則第82条第４項の規定の適用を受ける場合　「附則第82条第４項」と記載し、括弧の中には、同項に規定する特例被災代替資産等に係る租税特別措置法第68条の18第１項（被災代替資産等の特別償却）の割合を記載すること。

(2)　「特別償却限度額　㉜」の欄は、「０」と記載すること。

(3)　「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額　㉝」の欄の記載に当たつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。この場合において、その記載する金額は、「⑮」から「㉙」及び１円を控除した金額を限度とすること。

イ　平成29年改正法附則第67条第３項第１号若しくは第２号又は第82条第４項第１号若しくは第２号の規定の適用を受ける場合　これらの規定に規定する特別償却限度額に相当する金額を記載すること。

ロ　平成29年改正法附則第67条第３項第３号若しくは第４号又は第82条第４項第３号若しくは第４号の規定の適用を受ける場合　これらの規定に規定する特別償却限度額に相当する金額を上段に外書として記載すること。

(4)　「特別償却不足額」の各欄及び「適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額（(㊱－㊴)と㉜のうち少ない金額）㊼」の欄は、記載しないこと。

別表十六㈣の記載要領第二号中「の欄」の次に「（次号(1)イ及びロの特例被災代替資産等に係る部分を除く。）」を加え、同第五号中「第14号」を「第15号」に改め、同号を同第六号とし、同第四号を同第五号とし、同第三号中「の益金又は損金算入」を削り、同号を同第四号とし、同第二号の次に次の一号を加える。

3　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号。以下この号において「平成29年改正法」という。）附則第67条第３項（法人の減価償却に関する経過措置）又は第82条第４項（連結法人の減価償却に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合の記載は、次によること。

(1)　「特別償却限度額　㉚」の欄の記載に当たつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

イ　平成29年改正法附則第67条第３項の規定の適用を受ける場合　「０」と記載し、括弧の中には、同項に規定する特例被災代替資産等に係る租税特別措置法第43条の３第１項（被災代替資産等の特別償却）の割合を記載すること。

ロ　平成29年改正法附則第82条第４項の規定の適用を受ける場合　「０」と記載し、括弧の中には、同項に規定する特例被災代替資産等に係る租税特別措置法第68条の18第１項（被災代替資産等の特別償却）の割合を記載すること。

(2)　「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額　㉛」の欄の記載に当たつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

イ　平成29年改正法附則第67条第３項第１号若しくは第２号又は第82条第４項第１号若しくは第２号の規定の適用を受ける場合　これらの規定に規定する特別償却限度額に相当する金額を記載すること。

ロ　平成29年改正法附則第67条第３項第３号若しくは第４号又は第82条第４項第３号若しくは第４号の規定の適用を受ける場合　これらの規定に規定する特別償却限度額に相当する金額を上段に外書として記載すること。

(3)　「特別償却不足額」の各欄及び「適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額（(㊴－㊷)と㉚のうち少ない金額）㊿」の欄は、記載しないこと。

別表十六㈤の記載要領第一号中「第42条の12の５第５項（生産性向上設備等を取得した場合の準備金方式による特別償却）若しくは」を削り、「又は割増償却」を「若しくは割増償却」に、「を含む。）若しくは所得税法等の一部を改正する法律」を「又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号。以下この号及び第３号において「平成29年改正法」という。）附則第67条第３項（法人の減価償却に関する経過措置）に規定する特例被災代替資産等につき同項第３号若しくは第４号の規定によりみなして適用する場合を含む。）若しくは所得税法等の一部を改正する法律」に改め、「中小企業者等が機械等を取得した場合の準備金方式による特別償却）」の次に「若しくは第42条の12の５第５項（生産性向上設備等を取得した場合の準備金方式による特別償却）」を加え、「第68条の15の６第５項（生産性向上設備等を取得した場合の準備金方式による特別償却）若しくは」を削り、「を含む。）若しくは平成28年旧措置法」を「又は平成29年改正法附則第82条第４項（連結法人の減価償却に関する経過措置）に規定する特例被災代替資産等につき同項第３号若しくは第４号の規定によりみなして適用する場合を含む。）若しくは平成28年旧措置法」に改め、「中小連結法人が機械等を取得した場合の準備金方式による特別償却）」の次に「若しくは第68条の15の６第５項（生産性向上設備等を取得した場合の準備金方式による特別償却）」を加え、同号の記載要領に次の一号を加える。

3　平成29年改正法附則第67条第３項に規定する特例被災代替資産等につき同項第３号若しくは第４号の規定によりみなして租税特別措置法第52条の３の規定を適用する場合又は平成29年改正法附則第82条第４項に規定する特例被災代替資産等につき同項第３号若しくは第４号の規定によりみなして租税特別措置法第68条の41の規定を適用する場合の記載は、次によること。

(1)　「特別償却に関する規定の該当条項　(1)」の欄は、平成29年改正法附則第67条第３項の規定の適用を受ける場合には「附則第67条第３項」と記載し、平成29年改正法附則第82条第４項の規定の適用を受ける場合には「附則第82条第４項」と記載すること。

(2)　「当期の特別償却限度額　(8)」の欄は、「０」と記載すること。